



肥料制度の概要

～ 汚泥資源の肥料利用について ～

消費・安全局 農産安全管理課

令和5年5月

農林水産省

1 肥料制度のしくみ

(1) 肥料制度の構成、肥料の区分

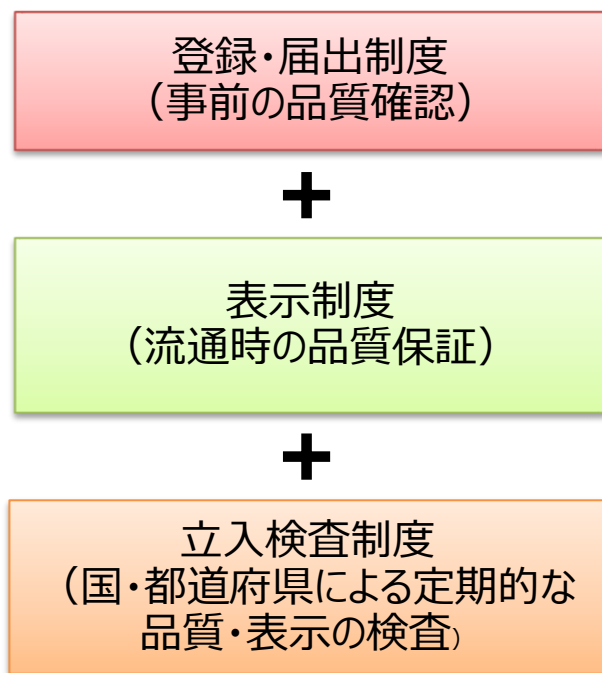
○ 肥料制度の構成

肥料の品質を確保するため、事業者に対して製品の登録又は届出をすることが必要になります。
成分含量や原材料等の必要な情報を保証票に記載し、個別の製品に添付することが必要になります。

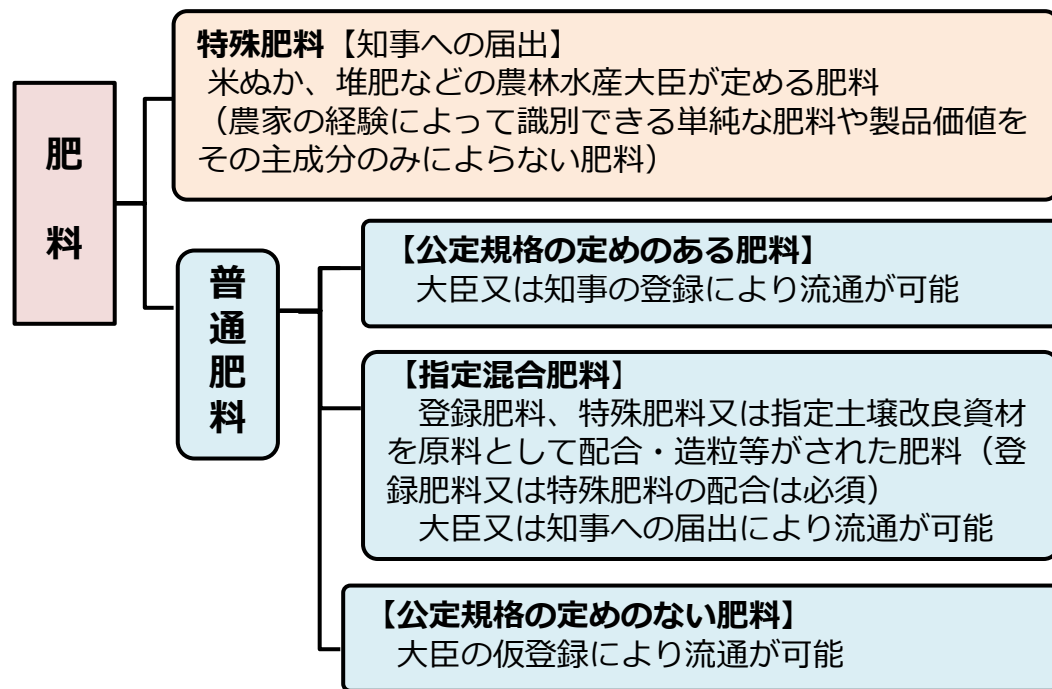
○ 肥料の区分

特殊肥料と普通肥料に大別され、米ぬか、堆肥などの特殊肥料以外のものは普通肥料に分類されます。
普通肥料は、さらに登録肥料、指定混合肥料及び仮登録肥料に分かれています。

■ 肥料制度の仕組み（制度の構成）



■ 肥料制度の仕組み（肥料の区分）



1 肥料制度のしくみ

(2) 普通肥料の公定規格

- 肥料法の定義では、普通肥料は特殊肥料以外のものとされているが、具体的には、種類ごとに規格（公定規格）が定められています。
- 普通肥料を登録する場合は、この規格のどれかに合致している必要があります。

1. 窒素質肥料 (20)

単一化合物群 (18)
被覆窒素肥料
混合窒素肥料

2. リン酸質肥料 (12)

単一化合物群 (9)
溶成けい酸りん肥
加工りん酸肥料
被覆りん酸肥料
混合りん酸肥料

3. 加里質肥料 (12)

単一化合物群 (10)
被覆加里肥料
混合加里肥料

4. 有機質肥料 (42)

単一有機質物 (40)
混合有機質肥料
副産 副産動植物質肥料 (副産植物質肥料、 副産動物質肥料)

5. 副産肥料等 (5)

副産肥料 (副産窒素肥料、 副産りん酸肥料、 副産加里肥料、 副産複合肥料、 副産苦土肥料(2)、 副産マンガン肥料)
副産 液状肥料 (液状副産窒素肥料、 液状窒素肥料、 液体りん酸肥料、 液状複合肥料、 液体副産Mn肥料、 液体微量元素複合肥料)
家庭園芸用複合肥料
菌体肥料
吸着複合肥料

6. 複合肥料 (12)

単一	溶成複合肥料
	りん酸マグネシウム アンモニウム
	硝酸加里
	りん酸加里
	りん酸アンモニア
混合	混合動物排せつ物 複合肥料
	混合堆肥複合肥料
	混合汚泥複合肥料
	配合肥料
	化成肥料
	被覆複合肥料
加工	成形複合肥料

7. 石灰質肥料 (7)

単一	単一化合物群 (4)
	硫酸カルシウム
	混合石灰肥料
	副産石灰肥料

8. けい酸質肥料 (6)

単一化合物群 (6)

9. 苦土質肥料 (9)

単一化合物群 (6)
加工苦土肥料
被覆苦土肥料
混合苦土肥料

10. マンガン質肥料 (5)

単一化合物群 (3)
加工マンガン肥料
混合マンガン肥料

11. ほう素質肥料 (4)

単一化合物群 (3)
加工ほう素肥料

13. 汚泥肥料等 (3)

汚泥肥料
水産副産物発酵肥料
S及びその化合物

12. 微量元素複合肥料 (2)

単一	溶成微量元素複合肥料
	混合微量元素肥料

合計 139 規格

※令和4年3月17日時点

- ・規格の大きくり化：25規格→6規格
- ・複数の有効期間がある規格の統合：34規格→17規格
- ・新たな単一化合物の創設：5規格増加

単一化合物群

副産系の肥料

混合した肥料

被覆した肥料

加工した肥料

汚泥肥料等

2 肥料制度のしくみ

(3) 公定規格の構成

- 公定規格は、肥料の品質が一定水準より低下することを防ぐために設定された肥料登録の最低条件。
「肥料の種類」、「含有すべき主成分の最小量（主成分）」、「含有を許される有害成分の最大量（有害成分）」及び「その他の制限事項」の4項目によって構成されます。
- 汚泥肥料については、「含有すべき主成分の最小量（主成分）」が定められていません。

■ 公定規格の例（汚泥肥料）

十三 汚泥肥料等

登録の有効期間が三年であるもの

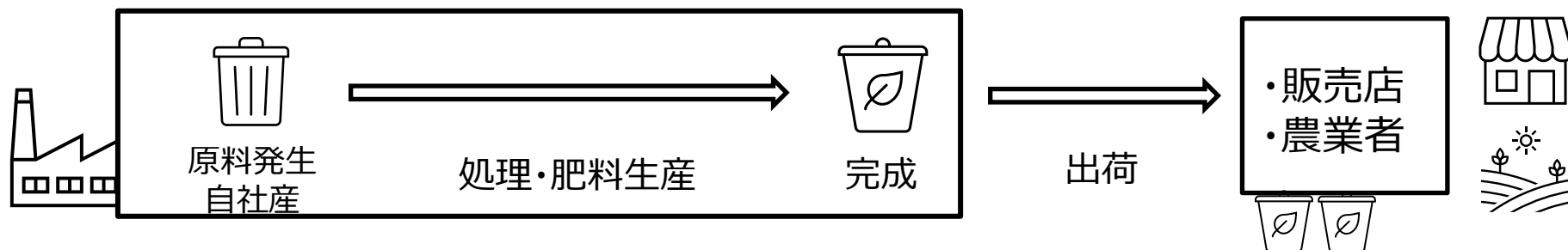
肥料の種類	含有を許される有害成分の最大量（％）	その他の制限事項
汚泥肥料 （次に掲げる肥料をいう。 一 専ら原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料を使用したもの 二 原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料に動植物質の原料を混合したものの又はこれを乾燥したもの 三 原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第三中四の項に掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの 四 専ら原料規格第三中四の項に掲げる原料を使用したもの）	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 植害試験の調査を受けていない汚泥を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

原料規格第三

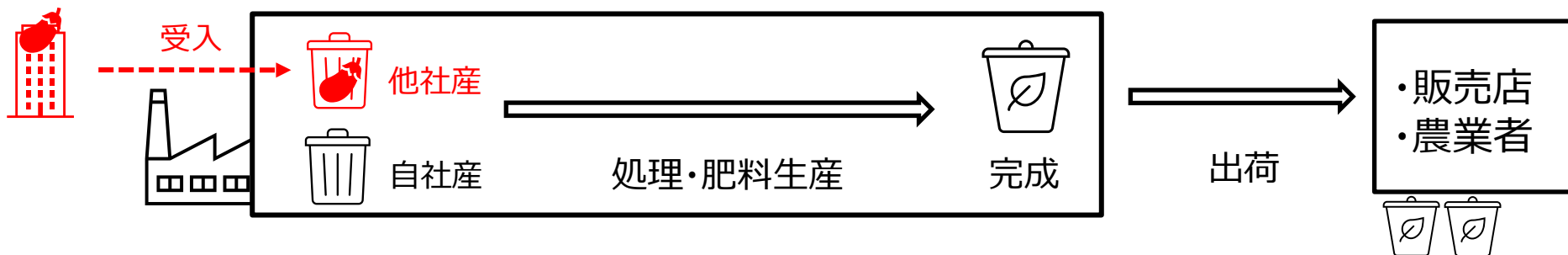
原料規格第三			
分類番号	原料の種類	原料の条件	その他の制限事項
一	下水汚泥	下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	一 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）別表第一の基準に係る調査を受け、基準に適合することが確認されたものであること。 二 植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
二	し尿汚泥	イ し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ロ 集落排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ハ 浄化槽から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ニ し尿に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したものの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの	
		ホ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表第一に掲げるものを除く。）若し	

(参考) 汚泥肥料の生産形態

- ① 汚泥発生業者が自社の原料のみから農家向け肥料を生産（原料が全部自社）



- ② 汚泥発生業者が自社及び他社の原料から農家向け肥料を生産（原料が一部他社）
産業廃棄物処理業者等が他社の原料から農家向け肥料を生産（原料が全部他社）



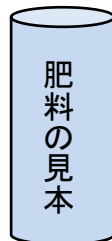
2 肥料を生産する際の手続き等 普通肥料の登録

- 公定規格に定めのある肥料を生産又は輸入する場合は、銘柄ごとに登録を受ける必要があります。

■肥料登録の手続き

肥料登録申請書(2部)

- 氏名及び住所
- 肥料の種類及び名称
- 保証成分量その他の規格
- 生産する事業場の名称及び所在地
- 保管する施設の所在地
- 植物に対する害に関する栽培試験の成績
- その他農林水産省令で定める事項



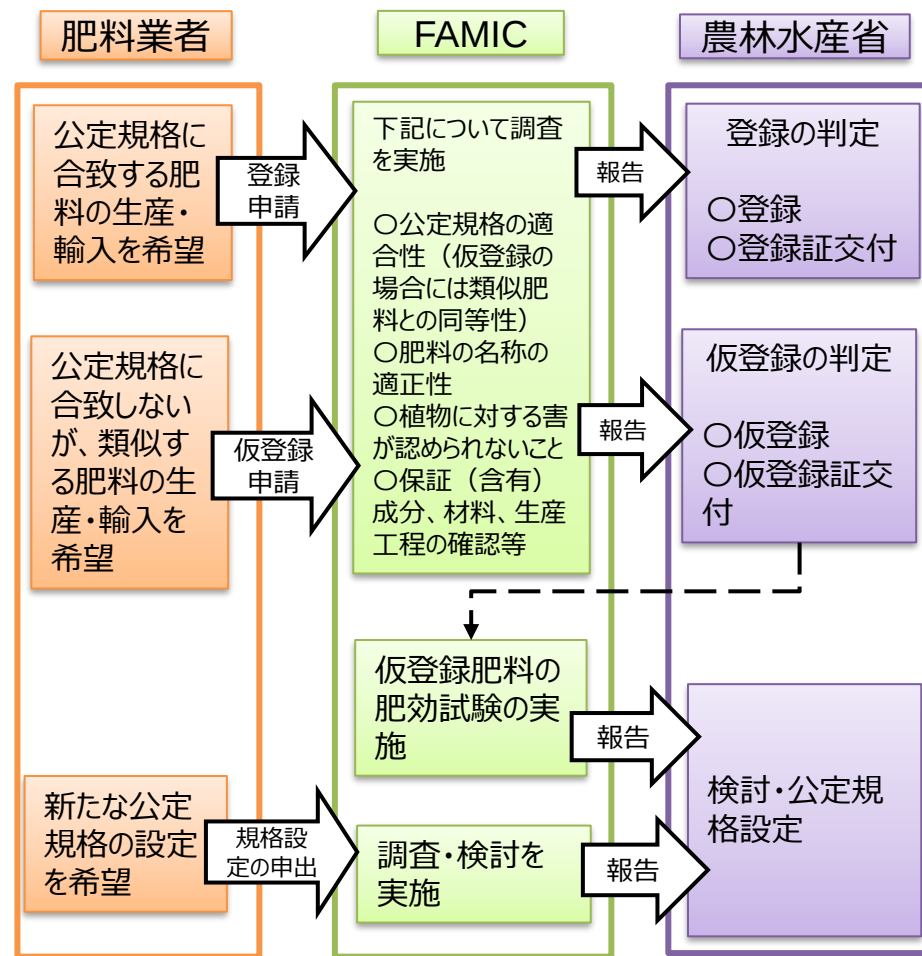
+

登録手数料

+

その他、
分析証明書等
新規の場合は
登記簿謄本

■肥料登録等の流れ



3 保証票の添付義務と様式

- 普通肥料は、見た目で品質や効果を判断することが困難であることから、保証票の添付が義務付けられています。

■ 保証票の種類

- ◆ 生産業者保証票
 - 登録肥料（汚泥肥料等以外）
 - 登録肥料（汚泥肥料等）**
 - 仮登録肥料
 - 指定配合肥料
 - 指定化成肥料
 - 特殊肥料等入り指定混合肥料
 - 土壌改良資材入り指定混合肥料
- ◆ 輸入業者保証票
- ◆ 販売業者保証票

■ 生産業者保証票の様式（例：汚泥肥料）

生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇号
肥料の種類	汚泥肥料
肥料の名称	霞ヶ関〇〇肥料
原料の種類 (原料)	下水汚泥、おがくず
正味重量	20kg
生産した年月	令和5年4月
生産者の氏名又は名称及び住所	
株式会社△△ △県△市△区△2-1	
生産した事業場の名称及び所在地	
株式会社△△ 本社工場 △県△市△区△2-1	
主成分の含有量	
窒素全量 3.0% リン酸全量 5.0%	
炭素窒素比 10	

4 肥料販売業者の届出と保証票の様式

- 肥料の販売を業として行う場合は、販売業務を行う事業場を管轄する都道府県ごとに、事業を開始した2週間以内に届出書を提出する必要があります。
- また、肥料を小分けした場合は、その容器・包装ごとに、販売業者保証票を添付する必要があります。
- 上記の届出や保証票の添付は、インターネットを通じて肥料を販売する場合についても同様です。

■登録肥料（汚泥肥料）の販売業者保証票の様式

○	
販売業者保証票	
(登録番号はありません。)	生産業者保証票との違い
肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産（輸入）業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の指名又は名称及び住所	
主成分の含有量 窒素全量 3.0% りん酸全量 5.0% 炭素窒素比 10	

5 帳簿の備え付け

- 肥料の生産業者、輸入業者及び販売業者は、その事業場ごとに、生産、販売等に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載することとなっています。
- 令和3年12月からは、原料帳簿の備え付けが新たに追加されました。
- 帳簿の保存期間は2年間になります。

■原料帳簿の備え付けが必要な肥料

- ・ 原料表示、材料表示、異物表示を行っている肥料
- ・ 原料規格の対象となる原料を使用した肥料

■原料帳簿に記載する項目

- ・ 生産ロットの番号（web表示を行う場合）
 - ・ 使用した原料の名称
 - ・ 使用量
 - ・ 原料の購入元※
 - ・ 原料の発生元（試薬や工業用薬品では不要）
 - ・ 原料の発生工程等、原料規格に適合していることがわかる書類（帳簿に添付）
- なお、輸入業者は、「原料の発生元」、「原料の購入元」は不要

※ 原料が肥料の場合は、購入帳簿で代用が可能

■立入検査について

農林水産大臣又は都道府県知事は肥料の生産、輸入等が適切に行われていることを確認するため、農林水産大臣はその職員又はFAMICに、都道府県知事は、その職員に対し立入検査を行わせることができます。

生産業者及び輸入業者に対しては、主に銘柄の登録・届出を受けた国又は都道府県が立入検査を行います。また、販売業者に対しては主に都道府県が、外国生産業者に対しては、国が立入検査を行います。

立入検査時には、帳簿書類の確認、関係者への質問や肥料の収去等を行います。また、立入検査は、事前に事業者へ連絡は行わず、原則無通告で実施します。

Q & A

Q 1 .立入検査の内容は公表されていますか。

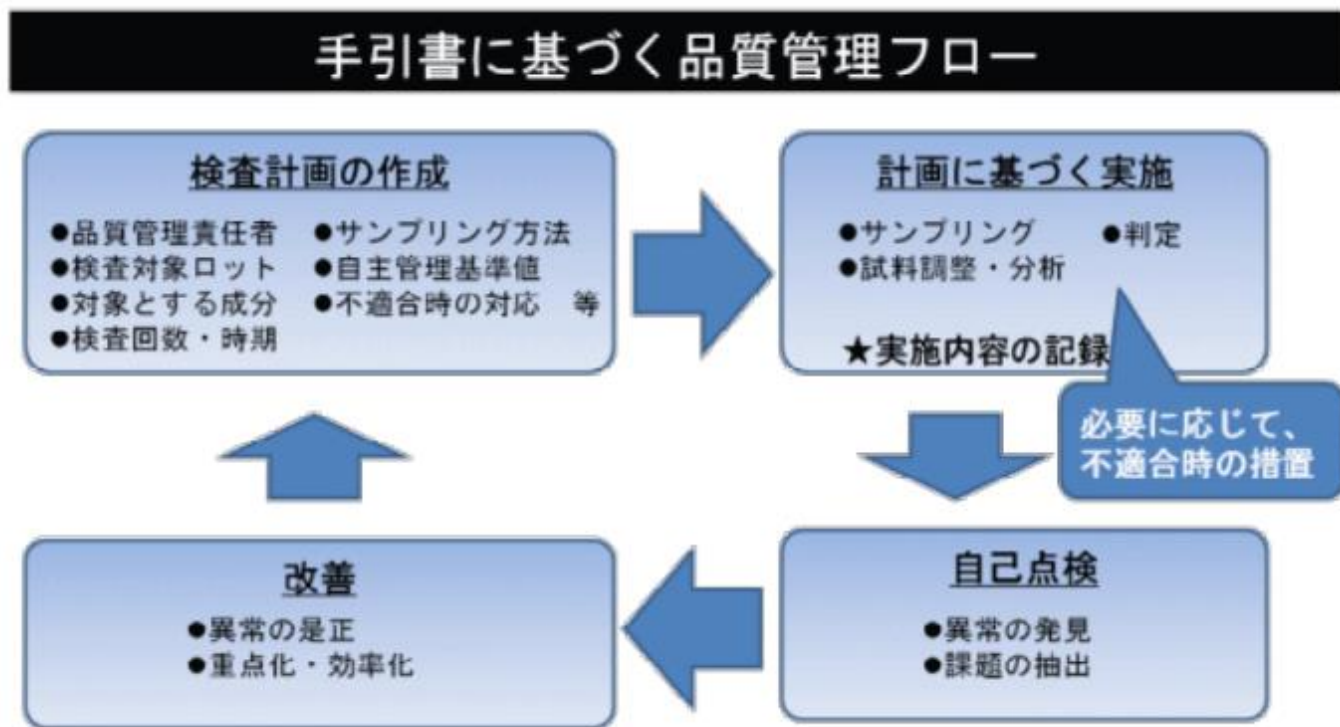
A 1 .農林水産省及びFAMICが行った立入検査の結果は、農林水産省のホームページに公表されています。

Q 2 .収去した肥料は、どうなりますか。

A 2 .収去した肥料は、N、P、K等の成分量を分析し、保証票に記載されている保証成分値を満たしているかを確認します。また、有害成分の分析を行い、公定規格に定められた許容値未満であるかを確認します。

7 汚泥肥料中の重金属管理手引書

- 農林水産省では、汚泥肥料中の重金属について、肥料業者が自ら品質管理を行うにあたっての手引書を作成しています。（平成22年8月作成、平成27年3月改定）



手引書の本文は以下のURLをご参照ください。

URL: https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/tebikiso.html

二次元バーコード⇒



8 汚泥肥料の品質と安全性の確保について（まとめ）

- 肥料については、品質や安全性を確保するため、公定規格が設定されています。（公定規格を設定・変更する際は食品安全委員会の意見を聞く仕組み。）
- 下水汚泥資源の肥料利用にあたっては、製品に含まれる重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したもののみ登録を行い、流通を認めています。
- 流通後も、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、重金属の含有量等を確認するとともに、品質管理の徹底のための取組を実施しています。

○下水汚泥肥料の登録 （事前の品質等の確認）

下水汚泥肥料の公定規格

- ・ 原料の種類
- ・ 原料の条件
- ・ 製品中の有害成分の最大量
ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛
- ・ 植害試験
（原料段階又は製品段階で実施）
栽培試験の結果から、植物への害が認められないことを確認 等

○立入検査の実施 （流通後の定期的な品質等の確認）

- ・ 立入検査では、重金属含有量、帳簿（原料の種類、入手先、投入量等）等を検査し、公定規格に適合した肥料が生産されているかを確認。
- ・ 仮に、重金属の基準値超過等が判明した場合には、生産業者に対し、自主回収、原因究明や再発防止を指導。

※ 汚泥肥料に係る放射性物質の管理
立入検査では、放射性物質の含有量も確認。
（平成23年12月以降、暫定許容値を超過した汚泥肥料はなし）

○品質管理の徹底のための取組

- ・ 汚泥肥料中の重金属管理手引書等を用いて、品質管理責任者の設置、重金属の分析、記録の保管など、事業者自らが品質を管理する際の取組内容を周知。
- ・ 自主的な品質管理を推進するため定期的な研修を実施。

(参考) 現行の汚泥肥料の銘柄数、事業者数及び生産量

汚泥肥料の銘柄数、事業者数及び生産量（R3）

汚泥肥料	肥料の種類	銘柄数	事業者数	生産量(t)
	下水汚泥肥料	72	60	34,007
	し尿汚泥肥料	224	181	47,151
	工業汚泥肥料	139	121	164,241
	混合汚泥肥料	17	14	80,252
	焼成汚泥肥料	32	30	2,121
	汚泥発酵肥料	815	660	932,068
合計		1,299	977 (重複を除く)	1,259,840

※銘柄数及び事業者数はR3年末時点

9 下水汚泥資源の肥料利用の拡大について

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（令和4年9月9日）における総理の御発言

また、喫緊の課題である食料品の物価高騰に緊急に対応していくため、本日示された今後の検討課題のうち、次の課題について、農林水産大臣を中心に、来年に結果を出せるよう、緊急パッケージを策定してください。

一つ目が、下水道事業を所管する国土交通省等と連携して、下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大により、グリーン化を推進しつつ、肥料の国産化・安定供給を図ること。

二つ目として、小麦・大豆・飼料作物について、作付け転換支援により、国産化を強力に推進すること。

三つ目として、食品ロス削減対策を強化しつつ、食品へのアクセスが困難な社会的弱者への対応の充実・強化を図ること。

食料安全保障強化政策大綱（令和4年12月27日）

- Ⅳ 新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開に向けた主要施策
- 新しい資本主義の下、食料安全保障の強化に加え、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現）を、農林水産政策の4本柱として展開することとし、そのための主要施策は次のとおり。

3 農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現）

- 一 下水汚泥資源の肥料利用のための施設整備、堆肥の広域流通など、Ⅲの3（1）に掲げる施策
- 一 下水汚泥資源を利用した肥料の新たな規格の創設
- 一 みどりの食料システム法に基づく基本計画の全国展開
- 一 2030年までに全国200市町村を想定したオーガニックビレッジの創出
- 一 消費者の選択を容易にする環境負荷低減の「取組の見える化」
- 一 エリートツリーの活用、非住宅・中高層建築物等における木材利用の拡大等、国産材の安定供給体制の確保等

下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会 （検討会の論点整理 令和5年1月公表）

国

○関係者の取組支援、ネットワーク化等により下水汚泥資源を活用した肥料の需要・供給拡大に取り組む。

- ◆ 農業者や肥料製造業者が安心して活用できる下水汚泥資源の供給の促進
- ◆ 下水汚泥資源を活用した肥料に対する農業者・消費者への理解促進・PR手法の工夫
- ◆ 下水道事業者、肥料製造業者、農業者のマッチングによる流通経路の確保
- ◆ 試験栽培、栽培指導等による営農技術の確立と普及促進
- ◆ 肥料成分を保証可能な新たな公定規格の設定
- ◆ リン回収の採算性向上や生産量の確保に向けた技術開発

(お知らせ) e肥料 (肥料情報システム) のご紹介

令和5年5月末から運用 (新機能) を開始予定

電子納付機能

- ・電子納付の場合、手数料が変わります
新規登録： ¥38,100→**¥32,800**
登録有効期間更新： ¥8,000→**¥5,700**

- ・**収入印紙不要**でお振り込み



デジタル登録証機能

- ・登録証を**クラウド上で発行・保存**
- ・汚損・紛失のおそれなしで管理が簡単



e肥料の使っていいこと

スピード手続き

- ・入力済みのデータを呼び出して書類を作成
- ・書類の作成・郵送の手間を削減
- ・登録待ちの申請の状況もe肥料ですぐ確認

⇒圧倒的な**所要時間短縮**へ



いつでも、どこでも、どなたでも

手続きの期限まで **いつでも**

インターネットにつながる **どこでも**

アカウントをお持ちの **どなたでも**

手続きいただけます。



9 肥料制度に関する問合せ先一覧

(1) 農政局等

○ 肥料制度一般、指定混合肥料の届出等に関する事項については、下記の機関にお問い合わせ。

機 関	連 絡 先	管 轄 都 道 府 県
農林水産省 北海道農政事務所消費・安全部 農産安全管理課	TEL 011-330-8815 FAX 011-520-3056	北海道
農林水産省 東北農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 022-221-6097 FAX 022-217-8432	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産省 関東農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 048-740-5229 FAX 048-601-0548	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
農林水産省 北陸農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 076-232-4006 FAX 076-232-4007	新潟、富山、石川、福井
農林水産省 東海農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 052-746-1315 FAX 052-220-1362	岐阜、愛知、三重
農林水産省 近畿農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 075-414-9035 FAX 075-417-2149	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
農林水産省 中国四国農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 086-223-7673 FAX 086-224-7714	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産省 九州農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 096-300-6130,6131 FAX 096-211-9700	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL 098-866-1672 FAX 098-860-1195	沖縄
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課	TEL 03-3502-5968 FAX 03-3580-8592	

9 肥料制度に関する問合せ先一覧

(2) 農林水産消費安全技術センター (F A M I C)

○ 普通肥料の登録等に関する事項については、下記の機関にお問い合わせ。

機 関	連 絡 先	管 轄 都 道 府 県
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 本部 肥飼料安全検査部	TEL 050-3797-1854 FAX 048-601-1179	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 札幌センター	TEL 050-3797-2716 FAX 011-261-6737	北海道
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 仙台センター	TEL 050-3797-1893 FAX 022-295-0446	青森、秋田、岩手、 宮城、山形、福島
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 名古屋センター	TEL 050-3797-1901 FAX 052-231-8569	富山、石川、福井、 岐阜、愛知、三重
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 神戸センター	TEL 050-3797-1914 FAX 078-304-7426	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島 根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 福岡センター	TEL 050-3797-1920 FAX 092-682-2943	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児 島、沖縄

肥料に係るポータルページへのリンク：

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html



e肥料(肥料情報システム)のご案内ページへのリンク：

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html

e肥料 (肥料情報システム)

に係るお知らせ

**e肥料が
使いやすく
なります**



新しいe肥料は
大幅に機能UP↑

令和5年5月
Coming Soon!!

肥料

い い
e

e肥料を始めるには...

アカウント申請

が必要です。



**電子
納付
開始**

新しい
e肥料なら...

**肥料
登録・更新を
含む手続き**

電子納付

登録証の電子化

ができるようになります

※アカウント作成には数日から1週間程度かかる場合がありますので、余裕をもって申請をお願いします。

※詳細は裏面

肥料に関する手続きは e肥料で！！

For the Future of Fertilizer

いいデジタルが
大好き
イーもん



ご案内します

e肥料（肥料情報システム）とは

誰でも無料で利用可能な
肥料手続きの電子申請システムです。

※国の登録・届出の手続きのみ対応

- ・肥料登録（新機能）
- ・登録有効期間の更新（新機能）
- ・指定混合肥料生産・輸入業者の届出

その他にも**全手続き**を実装予定

+ ご相談機能

電子納付機能（新機能）

・電子納付の場合、手数料が変わります

新規登録： ¥38,100→**¥32,800**

登録有効期間更新：¥8,000→**¥5,700**

・**収入印紙不要**でお振り込み



e肥料の使っていいこと

スピード手続き

- ・入力済みのデータを呼び出して書類を作成
- ・書類の作成・郵送の手間を削減
- ・登録待ちの申請の状況もe肥料ですぐ確認

⇒圧倒的な**所要時間短縮**へ



デジタル登録証機能（新機能）

- ・登録証を**クラウド上で発行・保存**
- ・汚損・紛失のおそれなしで管理が簡単



いつでも、どこでも、どなたでも

手続きの期限まで **いつでも**

インターネットにつながる **どこでも**

アカウントをお持ちの **どなたでも**

手続きいただけます。



e肥料のはじめかた

① 利用申請をします

コチラにてご案内 ↓



② 必要事項の入力＋ 必要書類を ファイル添付して申請

登記簿抄本等（本人確認
書類）をご用意ください

③ ログインID取得 利用開始

ログインIDが記載され
た通知がメールで
届きます。
（アカウント獲得）

お問合せ

消費・安全局農産安全管理課

代表：03-3502-8111（内線：4508）

（左のQRコード先（e肥料のご案内）もご覧ください）